

仕 様 書

不用物品（公用車）売払い、各物件番号の詳細については、以下のとおりです。

物件番号 1 号

品 名	三菱 ミニキャブバン
車 両 番 号	伊豆 4 8 0 い 8 6 8 4
走 行 距 離	9 4, 9 6 6 k m程度
車 両 型 式	G B D－U 6 2 V
原 動 機 形 式	3 G 8 3
燃 料 及 び 総 排 気 量	ガソリン・0. 6 5 L
年 式	平成 2 3 年
車 検 期 限	令和 9 年 3 月 4 日
取 得 年 月 日	平成 2 3 年 2 月 2 8 日
自 賠 責 期 限	令和 9 年 3 月 3 1 日
①自動車重量税評価額	(8, 2 0 0 円 期限まで残月 5 ヶ月) 1, 7 0 5 円
②自賠責保険料評価額	(1 7, 5 4 0 円 期限まで残月 5 ヶ月) 3, 6 5 0 円
③リサイクル預託金	8, 6 2 0 円
買 取 り 金 額 ①+②+③	1 3, 9 7 5 円
保 管 場 所	静岡県伊豆市牧之郷 5 4 6－5 伊豆森林管理署
付 属 品 等	ドライブレコーダー（前面）
そ の 他	現状 オートマチック車 傷、汚れ等あり

※自動車重量税及び自賠責保険料の買取り金額は、令和 8 年 9 月末日を基準とし、期間終了までの残期間分の料金（1 ヶ月に満たない場合は切り捨て、計算した金額に 1 円未満の端数が生じた場合は切り捨て）で計算しています。

仕 様 書

不用物品（公用車）売払い、各物件番号の詳細については、以下のとおりです。

物件番号 2 号

品 名	ダイハツ ビーゴ
車 両 番 号	伊豆 5 0 0 た 3 4 8 9
走 行 距 離	7 1, 6 6 2 k m 程度
車 両 型 式	A B A - J 2 1 0 G
原 動 機 形 式	3 S Z
燃 料 及 び 総 排 気 量	ガソリン・ 1. 4 9 L
年 式	平成 2 4 年
車 検 期 限	令和 9 年 3 月 1 1 日
取 得 年 月 日	平成 2 4 年 3 月 5 日
自 賠 責 期 限	令和 9 年 4 月 5 日
①自動車重量税評価額	(3 4, 2 0 0 円 期限まで残月 5 ヶ月) 7, 1 2 5 円
②自賠責保険料評価額	(1 7, 6 5 0 円 期限まで残月 6 ヶ月) 4, 4 1 0 円
③リサイクル預託金	1 0, 0 7 0 円
買 取 り 金 額 ①+②+③	2 1, 6 0 5 円
保 管 場 所	静岡県伊豆市牧之郷 5 4 6 - 5 伊豆森林管理署
付 属 品 等	ホイール付スタッドレスタイヤ 4 本、ドライブレコーダー（前面） スペアタイヤ 1 本
そ の 他	現状 オートマチック車 傷、汚れ等あり

※自動車重量税及び自賠責保険料の買取り金額は、令和 8 年 9 月末日を基準とし、期間終了までの残期間分の料金（1 ヶ月に満たない場合は切り捨て、計算した金額に 1 円未満の端数が生じた場合は切り捨て）で計算しています。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

また、貴局署等の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合は、その者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団を言う。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に順ずる行為を行う者

上記事項について買受申込書の提出をもって誓約します。

買 受 申 込 書

令和 年 月 日

伊豆森林管理署長 殿
(登録番号T8000012050001)

買受人住所

氏 名

(電話番号:)

下記の物件を買い受けたいから裏面に記載した条項その他指示事項を遵守することを条件として申し込みます。

物件所在地	静岡県伊豆市牧之郷5 4 6－5 伊豆森林管理署				
用 途		数量	1 台	品 目	三菱ミニキャブバン 伊豆480い8684
売買代金明細	金額（税抜）	課税対象額合計	消費税	金額（税込）	課税／非課税等 （税率）
自動車本体価格	円	円	円	円	課税（10%）
自賠責保険料 未経過相当額	3,650円				
自動車重量税相当額	1,705円				
リサイクル預託金 （資金管理料金を除く）	8,620円	0円	0円	8,620円	非課税
合計				円	

売 払 決 議

決議年月日 令和 年 月 日

分任契約 担当官	次 長	総括事務 管理官	森林情報 管理官	主査

上記物件を売買契約書省略のうえ売り払ってよろしいか。
なお、代金納入後は下記職員により引渡を実施してよろしいか。

適用法規 会計法 第 条 第 項 予決令 第 条 第 項	売払事由 不用物品の売払い
------------------------------------	------------------

引渡職員

(裏面)

契 約 条 件 調 書

- 1 本契約は表記総金額_____円を納付したときに成立する。
- 2 物件の引渡は代金納入の日とする。
- 3 搬出期間は、物件引き渡しを終了した日から起算して15日間とし、指定区域外に搬出すること。
- 4 買受人が、やむ得ない事由により前期搬出期間満了前にその期間の延長を申請したときは、森林管理署長はその事由を審査してその必要と認める期間申請したときは搬出延期を承認することができる。
- 5 前号のより搬出延期の承認を受けようする場合には、買受人はその延長期間に対し1日につき売り払い代金の1000分の1に相当する金額を納付しなければならない。
- 6 買受人は、伊豆森林管理署長があらかじめ指定する職員の立会いのもとに搬出するものとする。
- 7 物件引渡し前に、天災その他不可抗力によって物件に損害があった場合でも買受人は異議を申し立てることはできない。
- 8 買受人が契約条件を履行せず解約する時は、代金の100分の10に相当する金額を、国は買受人から違約金として徴収する。
- 9 買受人が、前記各項の契約条項を履行しないときは、この契約の全部又は、一部を解除する。
- 10 この契約解除は、将来に向かってのみ効力を生ずるものとする。
- 11 特約事項
 - (1) 買受人は、買受車両の「国有林ロゴマーク」、「伊豆森林管理署の署名」等は消去すること。
 - (2) 買受人は、買受車両の所有者変更手続きを速やかに行い、廃車する場合は「一時抹消登録証明書」写し、継続使用する場合は使用者の変更をした「自動車車検証」写しを提出すること。

買 受 申 込 書

令和 年 月 日

伊豆森林管理署長 殿
(登録番号T8000012050001)

買受人住所

氏 名

(電話番号:)

下記の物件を買い受けたいから裏面に記載した条項その他指示事項を遵守することを条件として申し込みます。

物件所在地	静岡県伊豆市牧之郷546-5 伊豆森林管理署				
用 途		数量	1 台	品 目	ダイハツ ビーゴ 伊豆500た3489
売買代金明細	金額 (税抜)	課税対象額合計	消費税	金額 (税込)	課税／非課税等 (税率)
自動車本体価格	円	円	円	円	課税 (10%)
自賠責保険料 未経過相当額	4,410円				
自動車重量税相当額	7,125円				
リサイクル預託金 (資金管理料金を除く)	10,070円	0円	0円	10,070円	非課税
合計				円	

売 払 決 議

決議年月日 令和 年 月 日

分任契約 担当官	次 長	総括事務 管理官	森林情報 管理官	主査

上記物件を売買契約書省略のうえ売り払ってよろしいか。
なお、代金納入後は下記職員により引渡を実施してよろしいか。

適用法規 会計法 第 条 第 項 予決令 第 条 第 項	売払事由 不用物品の売払い
------------------------------------	------------------

引渡職員

(裏面)

契 約 条 件 調 書

- 1 本契約は表記総金額_____円を納付したときに成立する。
- 2 物件の引渡は代金納入の日とする。
- 3 搬出期間は、物件引き渡しを終了した日から起算して15日間とし、指定区域外に搬出すること。
- 4 買受人が、やむ得ない事由により前期搬出期間満了前にその期間の延長を申請したときは、森林管理署長はその事由を審査してその必要と認める期間申請したときは搬出延期を承認することができる。
- 5 前号のより搬出延期の承認を受けようする場合には、買受人はその延長期間に対し1日につき売り払い代金の1000分の1に相当する金額を納付しなければならない。
- 6 買受人は、伊豆森林管理署長があらかじめ指定する職員の立会いのもとに搬出するものとする。
- 7 物件引渡し前に、天災その他不可抗力によって物件に損害があった場合でも買受人は異議を申し立てることはできない。
- 8 買受人が契約条件を履行せず解約する時は、代金の100分の10に相当する金額を、国は買受人から違約金として徴収する。
- 9 買受人が、前記各項の契約条項を履行しないときは、この契約の全部又は、一部を解除する。
- 10 この契約解除は、将来に向かってのみ効力を生ずるものとする。
- 11 特約事項
 - (1) 買受人は、買受車両の「国有林ロゴマーク」、「伊豆森林管理署の署名」等は消去すること。
 - (2) 買受人は、買受車両の所有者変更手続きを速やかに行い、廃車する場合は「一時抹消登録証明書」写し、継続使用する場合は使用者の変更をした「自動車車検証」写しを提出すること。

自動車検査証

令和 7年 2月 12日

軽自動車検査協会

0506250026991

車 牌 番 号	初 度 検 査 年 月	自 動 車 の 種 別	用 途	自 家 用 ・ 享 受 用 の 別	型 式 指 定 番 号	類 別 区 分 番 号
伊豆 480 い 8684	平成23年 2月	軽自動車	貨物	自家用	12699	2052

車 名		車 体 の 形 状	
三菱		バン	
原 動 機 の 型 式		燃 料 の 種 別	
U62V-1603330		ガソリン	
型 式		総 排 気 量 又 は 定 格 出 力	
GBD-U62V		0.65 L	
原 動 機 の 型 式		前 軸 重	
3G83		520 kg	
後 軸 重		450 kg	
定 員	最大積載量	車両重量	車両総重量
(4)	(250)	(1440)	
2人	350 kg	970 kg	1430 kg
			339 CG
			147 CG
			189 CG

伊豆森林管理署

備 考

平成12年騒音 97dB, マフラー加速適用車

K9663NQ5740575

軽自動車検査協会

車検証閲覧
アプリはこちら

この裏面には電子部品（ICチップ）を内蔵したICタグがありますので、大切に使用・保管してください。

裏面もご確認ください。



6122

自動車検査証記録事項

0506250026991

1. 基本情報														
車両番号	伊豆 480 い 8684													
車台番号	U62V-1603330													
交付年月日	平成 23年 2月 28日			初度検査年月	平成 23年 2月			有効期間の満了する日	令和 9年 3月 4日					
2. 使用者・所有者情報														
使用者の氏名又は名称	伊豆森林管理署													
使用者の住所	静岡県伊豆市牧之郷546-5 [22521 0158]													
所有者の氏名又は名称	関東森林管理局													
所有者の住所	群馬県前橋市岩神町4丁目16-25 [10500 0917]													
使用の本拠の位置	使用者住所に同じ													
3. 車両詳細情報														
車名	三菱 [313]													
型式	GBD-U62V					原動機の型式	3G83							
自動車の種別	軽自動車		用途	貨物		自家用・事業用の別			自家用					
車体の形状	バン [021]					乗車定員	(4) 2人		最大積載量	(250) 350 kg				
車両重量	970 kg		車両総重量	(1440) 1430 kg		長さ	339 cm		幅	147 cm		高さ	189 cm	
前軸重		520 kg		後軸重		450 kg		総排気量又は定格出力			0.65 L			
燃料の種類	ガソリン			型式指定番号		12699			類別区分番号		2052			
4. 備考														
【沼津】 継続検査 平成22年度燃費基準5%向上達成車 平成12年騒音規制車 近接排気騒音規制値97dB マフラー加速騒音規制適用車** 【自動車重量税額】 ¥8,200* 【走行距離計表示値】 89,100km (令和7年2月12日)* 【旧走行距離計表示値】 80,000km (令和5年2月14日)* 【受検種別】 指定整備車 【検査時の点検整備実施状況】 点検整備記録簿記載あり* 【受検形態】 指定整備工場**														

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ID K9663NQ5740575



証明書 番号	第 8ACH11306 号
-----------	---------------

令和 7年 2月 5日

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

東京海上日動火災保険株式会社

注意

◎内容を正確確認のうえ、写等ではなく、この証明書本紙を必ず自動車に備え付けておいてください。

自動車登録 番号、車両 番号又は 標識の番号 (車台番号)	伊豆 480 い 8684 U62V-1603330	自動車の 種 別	軽 (対)
保険期間	自 令和 7年 3月 31日 24時 至 令和 9年 3月 31日 午前12時	使用の本拠 の所在地	静岡県
保 住 險 所 契 及 約 び 者 の 氏 名	静岡県伊豆市牧之郷 5-4-6 5 伊豆森林管理署	指定金融 機関名	
異 動 事 項	無効	保険料収納年月日	令和 7年 2月 5日
管轄店名 及び 所在地	東京海上日動火災保険株式会社 東京都千代田区大手町 2-6-4 カスタマーセンター 0120-530-580 受付時間 平日 9~17時 (土日祝・年末年始を除く)	扱 者	静岡東部 K 35B7 小野自動車 1064

自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。

ホームページアドレス(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)

複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。

<登録情報処理機関報告契約>

パスコード:

0226867670



[A券] 預託証明書 (リサイクル券)

《車両欄》

リサイクル券番号	1110-1327-8024
車台番号	U62V-1603330
車名	三菱

公益財団法人

自動車リサイクル促進センター

2011年 2月23日発行

事務処理番号 :011-310301< >



《料金欄》

シュレッダーダスト料金	¥3,790
エアバッグ類料金	¥2,500
フロン類料金	¥2,100
情報管理料金	¥230
預託金額合計	¥8,620

※本券 (A券) は車両欄記載の車台番号の車両にのみ有効です。

※料金欄で「****」と表示されている項目はリサイクル料金が預託されていない装備です。使用済自動車引渡し時に装備がある場合はリサイクル料金の追加預託が必要です。

----- <使用済自動車引渡し時、引取業者切離し> -----

[B券] 使用済自動車引取証明書

引取日: 年 月 日

リサイクル券番号 (移動報告番号)	1110-1327-8024
車台番号	U62V-1603330
車名	三菱
預託金額	¥8,620 (消費税込み)

<引渡者>

氏名・名称

<引取業者>

登録番号

氏名・名称

印

事業所名称

所在地

TEL

※本券 (B券) は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の、規定により使用済自動車を引取った際に同法第80条の規定に基づき該当使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

----- <受領証 (C券) 利用時切離し> -----

[C券] 資金管理料金受領証

リサイクル券番号	1110-1327-8024
車台番号	U62V-1603330
車名	三菱

受領金額

¥380

(消費税込み)

公益財団法人

自動車リサイクル促進センター

2011年 2月23日発行

事務処理番号 : 011-310301< >

自動車検査証

令和 5年 2月 21日

静岡運輸支局長

523230047633

自動車登録番号又は車両番号		初年度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	型式指定番号	類別区分番号
伊豆 500 た 3489		平成24年 3月	小型	乗用	自家用	16556	0005
車名				車体の形状			
ダイハツ				ステーションワゴン			
車台番号				燃料の種類		総排気量又は定格出力	
J210G-0009184				ガソリン		1.49 kW	
型式		原動機の型式		前軸重量	前軸軸距	後軸重量	後軸軸距
ABA-J210G		3SZ		660 kg			540 kg
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ	
5人		1200 kg	1475 kg	400 cm	169 cm	170 cm	
使用者の氏名又は名称							
伊豆森林管理署							
備考							
平成10年騒音96dB, マフラー加速適用車							



裏面もご覧ください。

この裏面には電子部品（ICチップ）を内蔵したICタグがありますので、大切に使用・保管してください。

T9463UW9125306

2150

自動車検査証記録事項

523230047633

1. 基本情報															
自動車登録番号又は車両番号 伊豆 500 た 3489															
車台番号		J 210G-0009184													
登録年月日／交付年月日		平成 24年 3月 5日			初度登録年月		平成 24年 3月		有効期間の満了する日		令和 9年 3月 11日				
2. 所有者・使用者情報															
所有者の氏名又は名称		関東森林管理局													
所有者の住所		群馬県前橋市岩神町4丁目16-25 [10500 0917]													
使用者の氏名又は名称		伊豆森林管理署													
使用者の住所		静岡県伊豆市牧之郷546-5 [22521 0158]													
使用の本拠の位置		***													
3. 車両詳細情報															
車名		ダイハツ [151]													
型式		ABA-J210G					原動機の型式		3SZ						
自動車の種別		小型		用途		乗用		自家用・事業用の別		自家用					
車体の形状		ステーションワゴン [003]					乗車定員		5人		最大積載量 - kg				
車両重量		1200 kg		車両総重量		1475 kg		長さ		400 cm		幅 169 cm		高さ 170 cm	
前前軸重		660 kg		前後軸重		- kg		後前軸重		- kg		後後軸重 540 kg		総排気量又は定格出力 1.49 kW	
燃料の種類		ガソリン					型式指定番号		16556		類別区分番号		0005		
4. 備考															
[沼津]，継続検査 自動車重量税額 ¥34,200 令和12年度エネルギー消費効率（WLTCモード燃費値）算定未了 令和2年度エネルギー消費効率（JC08モード燃費値）算定未了 令和2年度エネルギー消費効率（WLTCモード燃費値）算定未了 [走行距離計表示値] 67,300 km（令和7年2月25日） [旧走行距離計表示値] 57,700 km（令和5年2月21日） 平成10年騒音規制車，近接排気騒音規制値 96 dB マフラー加速騒音規制適用車 [受検種別] 指定整備車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり [受検形態] 指定整備工場 [整備工場コード] 52-01624 以下余白															

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ID

T9463UW9125306



証明書 番号	第 DNE073240 号
-----------	---------------

令和 7年 2月 19日

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

ご注意

◎内容をご確認のうえ、写等ではなく、この証明書本紙を必ず自動車に備え付けておいてください。

自動車登録 番号、車両 番号又は 標識の番号 (車台番号)	伊豆 500-72-3489 J210G-0009184	自動車の 種 別	自乗
保険期間	自 令和 7年 4月 15日 24時 至 令和 9年 4月 15日 午前12時	使用の本拠 の所在地	静岡県
保 住 險 所 契 及 約 び 者 の 氏 名	静岡県伊豆市牧之郷 514-6145 伊豆森林管理署	指定金融 機関名	
異 動 事 項	無効	保険料	¥17,650
管轄店名 及び 所在地	あいおいニッセイ同和損保 本社 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1 お問い合わせ先(携帯・PHS OK) 0120-395-101	令和 7年 2月 19日	小野自動車 M6KN 抜者

自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。
ホームページアドレス(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)

複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。

<登録情報処理機関報告契約>

パスコード:

1928797445



[A券] 預託証明書 (リサイクル券)

<<車両欄>>

リサイクル券番号	0310-4626-9271
車台番号	J210G-0009184
車名	ダイハツ

公益財団法人
自動車リサイクル促進センター

2012年 3月 5日発行
事務処理番号 :003-2720<1>



<<料金欄>>

シュレッダーダスト料金	¥5,540
エアバッグ類料金	¥2,250
フロン類料金	¥2,050
情報管理料金	¥230
預託金額合計	¥10,070

※本券 (A券) は車両記録の車台番号の車両にのみ有効です。
※料金欄で「※」と表示されている項目はリサイクル料金が預託されていない装備です。使用済自動車引渡時に装備がある場合はリサイクル料金の追加預託が必要です。

<使用済自動車引渡時、引取業者切離し>

[B券] 使用済自動車引取証明書

引取日: 年 月 日

リサイクル券番号 (移動報告番号)	0310-4626-9271
車台番号	J210G-0009184
車名	ダイハツ
預託金額	¥10,070 (消費税込み)

<引渡者>

氏名・名称

<引取業者>

登録番号

氏名・名称

印

事業所名称

所在地

TEL

※本券 (B券) は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定により、使用済自動車を引取った際に同法第80条の規定に基づき当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

<受領証 (C券) 利用時切離し>

[C券] 資金管理料金受領証

リサイクル券番号	0310-4626-9271
車台番号	J210G-0009184
車名	ダイハツ

受領金額

(消費税込み)

¥380

公益財団法人

自動車リサイクル促進センター

公益財団法人

自動車リサイクル促進センター

2012年 3月 5日発行

事務処理番号 :003-2720<1>

引渡し注意書兼物品受領書

- 1 物品の引渡し後の返品は認めない。
- 2 物品引渡し後、物品に隠れた瑕疵があっても、その瑕疵に対する請求をすることはできない。
- 3 引渡し後は15日以内に搬出すること。
- 4 引渡し後、速やかに名義を変更し、変更した旨の記載された書類を伊豆森林管理署長へ提出すること。
- 5 車体に「森林管理署名」「国有林ロゴ」等の表示がある場合は、引渡し後、速やかに買受者の責により消去し、消去後の写真を伊豆森林管理署長へ提出すること。

上記「引渡し注意書」に異存なく物品を受領しました。

(三菱 ミニキャブバン 伊豆480い8684)

伊豆森林管理署長 殿

令和 年 月 日

住 所：

氏 名：

引き渡し職員	
--------	--

引渡し注意書兼物品受領書

- 1 物品の引渡し後の返品は認めない。
- 2 物品引渡し後、物品に隠れた瑕疵があっても、その瑕疵に対する請求をすることはできない。
- 3 引渡し後は15日以内に搬出すること。
- 4 引渡し後、速やかに名義を変更し、変更した旨の記載された書類を伊豆森林管理署長へ提出すること。
- 5 車体に「森林管理署名」「国有林ロゴ」等の表示がある場合は、引渡し後、速やかに買受者の責により消去し、消去後の写真を伊豆森林管理署長へ提出すること。

上記「引渡し注意書」に異存なく物品を受領しました。

(ダイハツ ビーゴ 伊豆500た3489)

伊豆森林管理署長 殿

令和 年 月 日

住 所：

氏 名：

引き渡し職員	
--------	--

物件番号 1





物件番号 2





関東森林管理局署等随意契約見積心得

平成 23 年 12 月 19 日 23 関経第 161 号
関東森林管理局長より各森林管理署長等あて

(目的)

第 1 条 関東森林管理局署等所掌の契約を随意契約により行う場合における見積りその他の取扱いについては、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和 55 年政令第 300 号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和 55 年大蔵省令第 45 号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(見積者の資格)

第 2 条 見積りをしようとする者（以下「見積者」という。）は、当該随意契約について、契約担当官等（会計法第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）から、見積参加者としての通知又は依頼を受けた者でなければならない。

(見積り等)

第 3 条 見積者は、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上、見積しなければならない。この場合に、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、見積日時に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

2 見積者は、見積書（様式第 1 号又は任意の様式）を作成し、封かんの上、見積者の氏名（法人にあっては、法人名）、あて名及び見積件名を表記し、見積依頼書に示した日時までに見積しなければならない。

ただし、電子入札システム又は電子調達システム（以下「電子入札システム等」という。）により見積書を提出する場合は、同システムにおいて見積書を作成し、見積依頼書に示した日時までに提出し、見積書受付票を受領しなければならない。

3 見積者は、見積書を郵便をもって提出する場合には、二重封筒とし、中封筒の表に前項の所定事項を記載し、表封筒に封かんの上、「見積書在中」と朱書して書留郵便とし、契約担当官等宛ての親展で提出しなければならない。

4 押印を省略した見積書であり、契約担当官等が認めた場合、電子メールで見積書を提出することができる。

5 見積者は、見積書を提出した後は、見積書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

6 見積者が代理人によって見積りさせるときは、見積書の提出前に代理人の資格を示す委任状（様式第 2 号）を見積担当職員に提出するものとし、見積書には代理人の表示をしなければならない。

7 見積者は、暴力団排除に関する誓約事項（様式第 3 号）について見積書の提出前に確認しなければならない。見積書の提出をもってこれに同意したものとする。

(見積りの取りやめ)

第3条の2 見積者は見積書を提出するまでは、いつでも見積りを取りやめることができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りをした者がいないときに再度の見積合わせを行う場合も、また同様とする。

2 前項の場合において、見積者は、辞退届を電子入札システム等の入力画面上において作成の上、見積書の提出期限までに電子入札システム等により提出し、又は辞退届（様式第4号）を契約担当官等に持参し、若しくは郵送等により提出するものとする。ただし、これによることができない場合は、辞退届（様式第4号）又はその旨を明記した見積書を、見積合わせを執行する者に直接提出するものとする。

3 見積りを取りやめた者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な見積りの確保)

第3条の3 見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(見積合わせの取りやめ等)

第4条 見積者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該見積者への依頼を取りやめ、又は見積合わせの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の見積り)

第5条 次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。

- 一 委任状を提出しない代理人のした見積り
- 二 記名を欠く見積り
- 三 金額を訂正した見積り
- 四 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- 五 同一事項の見積りについて同一人が2通以上なした見積り又は見積者若しくはその代理人
が他の見積者の代理をした見積り
- 六 見積書の提出期限後に到達した見積り
- 七 暴力団排除に関する誓約事項（様式第3号）について、虚偽又はこれに反する行為が認めら
れた見積り
- 八 見積りについて契約担当官等が示した以外の条件を付した見積り
- 九 その他、見積りに関する条件に違反した見積り

2 見積書提出後、随意契約の相手方を決定するまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした見積りは無効として取り扱うものとする。

- 一 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省が発注する契約からの排除要請があったとき
- 二 前項の事実が判明したとき

（見積書等の取扱い）

第6条 提出された見積書等は、開封前も含め返却しないこととする。見積者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、見積書等を公正取引委員会及び警察当局に提出する場合がある。

（契約の相手方の決定）

第7条 見積りを行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方とする。

- 2 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、再度の見積りを行うことがある。この場合第1回目の最高又は最低の見積価格を下回る又は上回る価格で見積りをした者の見積りは無効とし、当該見積りに係る第3回目以降の見積参加者の資格を失うものとする。第3回目以降に行う見積についても上記を準用して行うものとする。

ただし、建設工事の随意契約見積りの場合にあっては、見積執行回数は、原則として、2回を限度とするものとする。

- 3 前項の見積りを行ってもなお予定価格の制限に達した見積書の提出がない場合には、契約担当官等は当該見積りを打ち切ることがある。
- 4 第2項の見積りには、第5条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。
- 5 郵便による見積りを行った者がある場合において、直ちに再度の見積りを行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の見積りを行う。
- 6 契約の相手方となるべき見積をした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積りをした者にくじを引かせて契約の相手方を定めるものとする。
- 7 前項の場合において、当該見積りをした者のうち、くじを引かない者、郵便による見積者で当該見積りに立ち会わない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約書等の提出）

第8条 契約の相手方は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印の上、契約の相手方を決定した日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない）に、これを契約担当官等に提出しなければならない。

- 2 契約担当官等は、契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、これを契約の相手方としないことがある。
- 3 契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、契約の相手方は、速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要がないと認めた場合は提出を要しない。
- 4 当該工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第9条に定める対象建設工事である場合は、第1項の契約書の案の提出以前に建設リサイクル法第12条第1項の規定に基づく説明及び第13条第1項の規定に基づ

く協議を行わなければならない。

- 5 契約担当官等が見積依頼において、契約書を電磁的記録により作成することができるとした契約について、契約相手方が電子入札システム等により見積りを行った場合又は電子契約システムにより契約を行う場合は、第1項の規定にかかわらず、電子調達システム又は電子契約システムにおいて契約担当官等が作成した契約書の電磁的記録に電子署名を付すことにより契約書の案への記名押印及び提出に代えることができる。

（業務等完了保証人）

第9条 契約の相手方は、測量・建設コンサルタント等及び製造（以下この条において「業務等」という。）の請負契約については、自己に代わって自ら業務等を完了することを保証する他の同業者を保証人として立てることができる。

- 2 前項の保証人は、次に掲げる基準に適合している者から選定しなければならない。

当該業務の請負契約について、「農林水産本省等建設工事等契約事務取扱要領の制定について」（平成12年12月1日付け12経第1859号大臣官房経理課長通知）第31条に規定する指名基準に該当する者で契約の相手方と同等またはそれ以上に業務等の履行能力を有すると認められる者であること。

- 3 前項の保証人の選定については、契約担当官等の承諾を得なければならない。

（異議の申立）

第10条 見積者は、見積書を提出後この心得、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他の事項）

第11条 この心得に掲げるほか、見積に必要な事項は別に指示するものとする。

附則

この要領は、平成24年1月1日から適用する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和3年1月25日から適用する。

附則

この通知は、令和5年2月9日以降に入札公告等を行う請負契約から適用する。

附則

この通知は、令和8年5月1日以降に入札公告等を行う契約から適用する。

様式第 1 号（第 3 条）

見 積 書

年 月 日

担当官
長

殿

（見積者）

住 所

商号又は名称

代表者氏名

（代理人）

氏 名

¥ _____

ただし

の代金

上記のとおり、見積依頼書、見積心得等記載事項を承知の上、見積りします。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用すること。
- 3 なお任意の見積書を使用する場合は、見積心得等発注者が示す条件等を承知の上、見積書を提出したものとする。

様式第2号（第3条）

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 見積年月日 年 月 日

2 件 名

3 見積書提出に関する一切の件

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

担当官

長

殿

※ 本様式は標準例を示したものであり、上記事項が記載された適宜の様式を使用しても差し支えない。

様式第3号（第3条）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

また、貴局署等の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合は、その者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2） 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1） 暴力的な要求行為を行う者
- （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5） その他前各号に順ずる行為を行う者

上記事項について入札書の提出をもって誓約します。

様式第4号（第3条の2）

辞 退 届

年 月 日

担当官
長

殿

（見積者）

住 所

商号又は名称

代表者氏名

（代理人）

氏 名

件 名

上記について、都合により見積りを辞退します。

（注意事項）

- 1 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 2 本様式は標準例を示したものであり、その他必要事項を追加した適宜の様式を使用する場合がある。また、認める場合がある。